

2018年8月8日

学生各位

学生支援課長

和歌山大学学生に対する注意喚起等について

例年、夏季休業中は試験が終了した安堵感や開放的な雰囲気から気持ちが緩み、様々なトラブルが生じています。

学生諸君は大学生としての自覚を持ち、セルフ・ディフェンス(自己防衛・自己防犯・自己管理)に努め、充実した学生生活を送ってください。

特に飲酒については、下記のこと留意して行動するようにしてください。

なお、これらを遵守できなかった場合は、厳しく処分(クラブ・サークルの活動停止・公認取り消し等、学生個人の懲戒処分等)いたします。

学生諸君は今一度気持ちを引き締め、学生生活のあるべき姿を真摯に考え、常識ある行動をとり、後期授業に備えてください。

記

1. 未成年者は、飲酒をしない。
 2. 未成年者には、いかなる場合であっても、飲酒をさせない。
 3. 相手の人格を尊重し、成人であっても、飲酒を強要しない。
 4. 体質的にアルコールを受け付けない人に飲酒を勧めない。
 5. 飲酒運転(自動車・バイク・自転車)は絶対に行わない。
 6. 一気飲み等の無謀な飲み方は行わず、自身の飲酒について責任をもち、節度のある行動を行う。
 7. 教室、課外活動施設等での飲酒はしない。
 8. 飲酒により、騒いで近隣に迷惑を及ぼすような行為は行わない。
 9. 飲酒の際、体調が悪くなるものが出た場合、誰かが必ず付き添い、一人にしない。
屋外等で泥酔して動かすことができない場合は、警察に連絡する。
- さらに、声をかけたり頬をたたいても反応が鈍いなど急性アルコール中毒の疑いがある場合は、直ちに救急車を呼び、医療機関に搬送するなど適切な措置をとる。※

※これを怠った場合、刑法により罪に問われる場合がある。